

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項各号中「百九十五万九千二百円」を「百九十六万二千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「百九十五万九千二百円」を「百九十六万二千五百円」に、「百五十五万六千二百円」を「百五十五万九千五百円」に改め、同条第三項の表中「四九八、三一〇円」を「五〇三、七五〇円」に、「三九七、八一〇円」を「四〇二、五五〇円」に、「二七七、二一〇円」を「二八一、一五〇円」に改める。

附 則

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。